

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 4 年 4 月 1 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p><u>7 会社内容説明書</u> 店頭有価証券規則第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。</p> <p><u>8 店頭取扱有価証券</u> 店頭有価証券規則第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券をいう。</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p><u>6 特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券(当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成して</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～6 (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 (同 左)</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1～5 (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>いる場合にあつては、第 13 条第 2 号の規定により運営会員に提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。）に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</u></p> <p>4 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>(確認書の徴求等)</p> <p>第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。</p>	<p>3 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>(確認書の徴求等)</p> <p>第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（<u>特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)</u>の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を</p>

新	旧
<p>(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供)</p> <p>第12条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p><u>5 第9条第3項の規定により店頭取扱有価証券の参加に関する勧誘を行う場合は、参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 第9条第4項の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(情報の取得)</p> <p>第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p><u>2 運営会員は、会社内容説明書を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイからニまでに掲げる情報を当該イからニまでに定める時期にそれぞれ取得しなければならない。</u></p> <p><u>イ 会社内容説明書</u></p> <p>当該会社内容説明書に係る事業年度の末日を経過した日から3か月以内(発行者が</p>	<p>徴求しなければならない。</p> <p>(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供)</p> <p>第12条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第9条第3項の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(情報の取得)</p> <p>第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>やむを得ない理由により当該期間内に当該会社内容説明書を作成できない場合には、作成後遅滞なく)</u></p> <p><u>ロ 募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報</u> <u>当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく</u></p> <p><u>ハ 売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報</u> <u>当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで</u></p> <p><u>ニ イからハまでに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報</u> <u>当該情報の発生後遅滞なく</u></p> <p><u>3 運営会員は、前2号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</u> <u>イ～チ (現行どおり)</u></p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例) 第16条の3 第16条の規定にかかわらず、運営会員は、<u>次の各号に掲げる場合は、株主コミュニティの参加者以外の者(第9条第2項各号に掲げる者に限る。)</u>に対して、<u>当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができる。</u>この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第10条、第12条第3項、第14条、第15</p>	<p><u>2 運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</u> <u>イ～チ (省 略)</u></p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例) 第16条の3 第16条の規定にかかわらず、運営会員は、<u>株主コミュニティの参加者以外の者(第9条第2項各号に掲げる者に限る。)</u>に対して、<u>当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とした場合に限り、当該株主コミュニティ銘柄の少数私募(金商法第2条第3項第2号ハに規定する取得勧誘をいう。)</u>の取扱いを行うことができる。<u>この場合、投資勧誘の相手</u></p>

新	旧
<p>条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。</p>	<p>方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。</p>
<p><u>1 投資勧誘の相手方となる顧客が当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件として、運営会員が当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行う場合</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p><u>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p><u>2 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、投資勧誘の相手方となる顧客が第 9 条第 2 項第 1 号に該当する場合、当該顧客に対し、当該株主コミュニティ銘柄の顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、当該株主コミュニティへの参加を要しない。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p><u>3 前項に基づく投資勧誘の結果として、当該株主コミュニティの参加者又は運営会員を相手方として行われる株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、第 17 条の規定は適用しない。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>
<p>（取次ぎ等会員に係る情報の提供等）</p>	<p>（取次ぎ等会員に係る情報の提供等）</p>
<p>第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p>	<p>第 33 条 （ 同 左 ）</p>
<p>1～3 （ 現行どおり ）</p>	<p>1～3 （ 省 略 ）</p>
<p>2 運営会員は、第 9 条第 4 項第 1 号、第 12 条第 1 項各号、同条第 2 項各号、同条第 3 項第 3 号イからハまで、第 13 条及び第 16 条の 2 第 3 項に掲げる情報について、取次ぎ等会員</p>	<p>2 運営会員は、第 9 条第 3 項第 1 号、第 12 条第 1 項各号、同条第 2 項各号、同条第 3 項第 3 号イからハまで、第 13 条及び第 16 条の 2 第 3 項に掲げる情報について、取次ぎ等会員</p>

新	旧
<p>に提供することができる。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、令和4年7月1日から施行する。</p>	<p>に提供することができる。</p> <p>3～5 (省 略)</p>